

所定疾患施設療養費算定状況

2012年4月の介護報酬改定により、介護保険施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年ホームページにて前年度の治療の実施状況を報告いたします。

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、月1回、連続する7日を限度として算定するものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
4. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診察録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【令和2年度算定状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)】

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数			2										2
日数			6										6

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	1	3										5
日数	5	7	21										33

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数				1				1					2
日数				5				7					12

◆ イ 肺炎、ロ 尿路感染症、ハ 带状疱疹 の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	1	5	1				1					9
日数	5	7	27	5				7					51